



大津市公報

平成25年6月10日
号外(第44号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次	
○ 条 例	
45 大津市議会委員会条例の一部を改正する条例	1

条 例

大津市議会委員会条例の一部を改正する条例を公布する。
平成25年6月10日

大津市長 越 直 美

大津市条例第45号

大津市議会委員会条例の一部を改正する条例
大津市議会委員会条例(昭和31年条例第16号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
(議会運営委員会の設置) 第4条 一略一 2 議会運営委員会の委員の定数は、 <u>7人</u> とする。 3 一略一	(議会運営委員会の設置) 第4条 一略一 2 議会運営委員会の委員の定数は、 <u>6人</u> とする。 3 一略一

附 則

この条例は、公布の日から施行する。